

第 27 号議案

町の区域の変更について (保津町・・原地区)

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）による土地改良事業（ほ場整備）の施行に伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市内の町の区域を別紙調書のとおり変更する。

平成 23 年 11 月 30 日提出

亀岡市長 栗山正隆

別 紙

町の区域の変更調書

町	地 番	付 記
保津町・原	29の1	一部
〃	30の1	〃
〃	31の1	〃
〃	36の1	〃
保津町八反目	1の1	
〃	8の1	
〃	9	一部
〃	9の1	〃
〃	10の1	

上記の土地及びその土地に隣接する道路を保津町三反田に変更する。

町	地 番	付 記
保津町・原	29の1	一部
〃	30の1	〃
〃	31の1	〃
〃	32の1	〃
〃	34の1	〃
〃	36の1	〃
〃	70	〃
保津町三反田	1の2	〃
〃	1の3	〃
〃	2の1	〃
〃	3の1	〃
〃	3の3	〃
〃	4の1	〃
〃	5の1	〃

町	地 番	付 記
保津町三反田	6 の 1	一 部
〃	7 の 1	〃
〃	8 の 1	〃
〃	8 の 2	
保津町八反目	9	一 部
〃	9 の 1	〃

上記の土地及びその土地に隣接・介在する道路を保津町梁瀬に変更する。

町	地 番	付 記
保津町梁瀬	1 の 1	一 部
〃	1 の 2	〃
〃	2 の 1	〃
〃	3 の 1	〃
〃	4 の 1	〃
〃	5 の 1	〃
〃	6 の 1	〃
〃	7 の 1	〃
〃	8 の 1	〃

上記の土地を保津町・原に変更する。

備考 地番は、平成23年10月20日現在のものである。

町の区域の変更について
(保津町・・・原地区)

土地改良法による共同営土地改良事業（・原地区）の施行に伴い、保津町の一部の区域を変更すること。